

| | |
|--|--|
| 番 号 | 15請願第13号 (厚生付託) |
| 受理年月日 | 平成15年 9月 3日 |
| 件 名 | 「在日外国人の国民年金の無年金高齢者および障害者」に対する救済措置を講ずることについて |
| 提 出 者 | 西東京東部同胞生活相談総合センター 所長 李 在哲 在日本大韓民国民団西東京武蔵野支部 支団長 梁 海平 定住外国人の国民年金の完全実施を求める市民の会 代表 篠原 道夫 |
| 紹介議員 | 栗原 健治、杉本 英騎 |
| 要 旨 | |
| <p>貴議会におかれましては、市民福祉の向上のために連日ご健闘されていることに敬意を表します。私たちが要望している「在日外国人の国民年金の無年金高齢者および障害者」に対する救済措置を講ずることについてお願いいたします。</p> <p>〔請願趣旨〕</p> <p>定住外国人に無年金者が存在する問題は、日本人の中に無年金者が存在する問題とは根本的に異なり、年金制度上の問題であります。ご存じのように1959年から日本の国民年金制度がスタートしましたが、我々在日韓国、朝鮮人は1982年の改正時まで制度適用の対象外とされておりました。のみならず1982年、1986年の改正においても、きちんとした経過(救済)措置がとられなかったがため、1986年4月1日の時点で60歳を超えていた者、及び、1982年1月1日の時点で20歳を超えていた障害者が今も無年金状態のままに置かれています(日本国民には救済措置がとられた)。</p> <p>このため保険料を年金から天引きする介護保険制度では、これらの無年金状態に置かれている在日韓国、朝鮮人高齢者たちの負担がますます増えています。</p> <p>このような年金制度における差別は内外人平等をうたった国際人権規約や人種差別撤廃条約に明らかに違反しており、日本弁護士連合会からも1996年2月に当時の厚生大臣に対し是正の要望がなされています。</p> <p>近年、各地の自治体においては、年金制度の是正を国に求めるとともに救済措置と</p> | |

して独自の給付制度を設けている中、昨年町田市が都内で初めて高齢者への福祉手当を含む「在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金」の支給を始めたのにつづき、今年4月からは豊島区、東久留米市でも同様の制度が実施されました。

三鷹市におかれましても、年金制度より取り残された在日韓国、朝鮮人高齢者、障害者の現状を考慮され、十分な対策を講じてくださるようお願いするとともに、さしあたり以下の措置を速やかに講じられることを強くお願いいたします。

〔請願項目〕

- 1 日本政府が年金差別を是正し、無年金者らへの救済措置をとるまでの暫定的措置として、貴市において「福祉給付金事業」を実施してください。
- 2 国民年金制度上の在日外国人に対する差別の是正のために、法改正ないしは何らかの制度措置を講じるように国および関係当局に意見書をあげていただきたい。